

特措法 4 5 条に基づく県境パチンコ店への休業要請等について

経緯

- 4/17 緊急事態措置を実施
(4/17～外出等自粛要請, 4/18～イベント自粛・パチンコ店を含む一部施設の休業要請)



県境のパチンコ店に首都圏からの来店を確認

- 4/21 パチンコ店が加盟する組合に再度の休業を要請
特措法 4 5 条の措置に移行する可能性を示唆
- 4/22 県境11市町のうち6市町でパチンコ店の営業を確認

(参考)県境 11 市町のパチンコ店の営業状況(4月24日AM現在)

	古河市	神栖市	稲敷市	取手市	境町	坂東市	合計
店数	14	12	6	5	3	2	42
営業	6	3	3	1	1	1	15

県の対応方針

県境11市町で営業を継続しているパチンコ店に対し
緊急事態措置の実施

([特措法45条2項](#)に基づく[休業の要請](#), [店名の公表](#))

[時期]

国と協議中であり、手続きが終了次第、措置を実施

[理由]

- クラスタ発生のおそれ
- 感染者が多い首都圏からの人の流入が確認されている